

外国特許トピックス

2018年12月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

中国と韓国の協働調査試行プログラムについて

中国特許庁と韓国特許庁は、2019年1月1日より両国に同一の発明を特許出願した場合に両国特許庁間の先行技術情報を共有して審査するプログラム(The Collaborative Search Program、以下 CSP)を実施することを発表しましたので、今回は中韓 CSP について紹介いたします。

1. 中韓 CSP の趣旨・要件・効果

(1) このプログラムは、中国と韓国の間で、同じ発明の先行技術情報を共有することで高品質な特許をお互いに迅速に取得することを趣旨として試行されます。2年の試験期間を予定しており、試験期間中は申請件数が400件(各国200件ずつ)に制限されます。

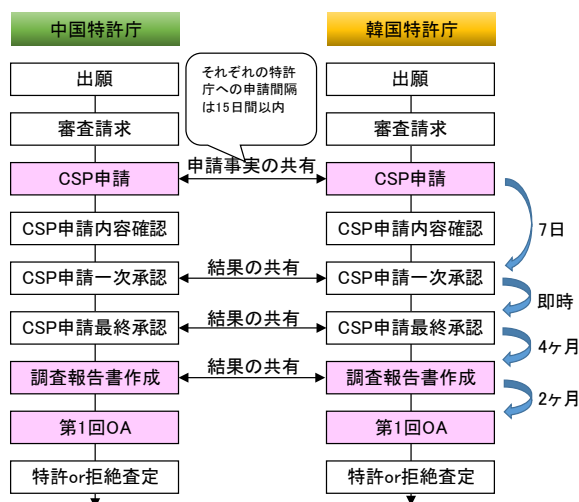
(2) 要件は以下のとおりです。

- ① 両出願の優先日が同一であること(パリルートのみ可能)。
- ② 申請前、あるいは申請と同時に審査請求を行うこと(それぞれの特許庁への申請間隔は15日間以内)。
- ③ 両出願の第1回拒絶理由通知が発行されていないこと。
- ④ 1つの出願に基づいて申請すること。
- ⑤ 両出願の対応請求項が同一であること。
- ⑥ 両出願の出願人が同一であること。

※庁費用は発生しません(手数料としてUS\$300~US\$500を予定している現地代理人もいます)。

(3) 申請すると、特許庁は CSP 要件を審査し、要件を満たす場合に CSP 申請要件承認日から4ヶ月以内に両国の先行技術調査報告書を共有し、先行技術調査報告書を共有した日から2ヶ月以内に第1回 OA を発行します。したがって、CSP 申請から第1回 OA 発行まで6~7ヶ月かかると予想されます。

《中韓CSPの流れ》



2. 他の CSP との比較

現在、世界で実施されている CSP は日米と韓米のみで、中韓との主な違いは以下のとおりです。

項目		中韓	韓米	日米
要件	出願ルートの限定(1. (2)①に関連)	パリルートのみ(※1)	ルートの限定無し	ルートの限定無し
	優先日の限定(1. (2)①に関連)	優先日の限定無し	優先日が2013年3月16日又はそれ以後(※2)	
	請求項数の限定(1. (2)⑤に関連)	請求項数の限定無し	請求項数が20個以下、独立項は3個以下(※3)	
効果	両国特許庁間の共有対象(1. (3)に関連)	先行技術調査報告書	先行技術調査報告書および審査結果(※4)	先行技術調査報告書

※1 は、韓国特許庁によると、CSP 導入の両国間協議において、韓国側としては PCT ルートも対象にすることを希望したが、中国側より、PCT ルートの場合は国際段階で国際調査結果が得られることから CSP の利用効果が不明であるという意見があり、パリルートによる出願のみを対象とするに至ったとのことです。ただ、今回の試行の利用状況により、2回目以降の CSP 試行では PCT ルートも対象となる可能性はあると考えられます。

※2 は米国特許法改正(AIA)の基準日に、※3 は請求項に関する米国特許庁費用に、それぞれ合わせた対米国特有の要件となっています。

※4 は、第1回目試行(2015年9月1日~2017年8月31日)では先行技術調査報告書のみが共有対象でしたが、現在の第2回目試行(2017年11月1日~2020年10月31日)では審査結果も対象となりました。

3. 審査ハイウェイとの違い

審査ハイウェイは、第1庁で特許可能とした判断を第2庁において利用することで、出願人の早期権利化を容易とし、第2庁においても審査の負担を軽減して質の向上を図ることを目的としています。早期権利化・審査の負担軽減と質向上という点においては CSP の目的も共通していますが、審査ハイウェイが第1庁で特許可能と判断された請求項に対応させて第2庁で補正するのに対し、CSP は両国間において同時に先行技術を調査・共有し審査を並行して行うのみで、どちらかの庁による判断に合わせて補正するというところまでは要求されていません(共有対象はあくまで先行技術調査結果のみです)。

中韓 CSP は、中韓両国の調査に基づき審査されるため、先行技術情報の調査結果の共有により、検索の範囲や検索できる文献の言語が広がり、審査効率の向上、OA 発行回数減少、査定される特許の質の向上、さらには特許権の安定性が期待できます。審査ハイウェイと CSP とで、どちらが出願人にとって有用となるか、今後の動向を注視してまいります。

以上